

江別市成年後見支援センター受任調整会議設置要綱に係る委員意見 (R4.2)

	委員意見	市の改正案
1	<p>○第1条（趣旨）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見①社協が運営する⇒社協が<u>受託</u>する ・意見②「<u>社会福祉法人江別市社会福祉協議会が運営する</u>」は<u>不要</u>ではないか。この表現だと、江別市成年後見支援センターが江別市社会福祉協議会の一事業としてとらえられてしまうのではないか。 	<p>この要綱は、<u>社会福祉法人江別市社会福祉協議会（以下「本会」という）が運営する</u>江別市成年後見支援センターにおける受任調整会議（以下「受任会議」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。</p> <p>⇒<u>下線部削除</u></p>
2	<p>○第2条（目的）</p> <p>「市民後見人及び後見支援員（以下「市民後見等」という）という表現について、<u>後見支援員は削除</u>すべき。後見支援員は、法人後見のスタッフであり、受任調整会議の目的には入らない。（2件）</p>	<p>受任会議は、江別市成年後見支援センター（以下「センター」という。）に係る成年後見制度利用<u>並びに市民後見人及び後見支援員（以下「市民後見人等」という）</u>活動の適正な実施について、協議・検討することを目的とする。</p> <p>⇒<u>下線部修正：及び成年後見人等の推薦と</u></p>
3	<p>○第3条（所掌事項）</p> <p>2に「<u>意見書等の作成</u>」を追加。</p> <p>意見書等は運営方針に記載することも予定されるが、適切な協議ないし検討が行われていることの担保と、事例検索に対応させるためにも意見書等を作成して保管すること及び候補者の調整・選定については、地域連携ネットワークないしチームの支援に反映させることからしても、意見書等の作成を要綱に明記させることが必要。</p>	<p>⇒<u>現行のまま</u></p> <p>受任調整会議において議事録は作成されており、適切な協議・検討については担保されている。</p> <p>また、意見書等の作成については、要綱に明記せずとも、必要に応じて作成されるものとする。（他、申立てに必要な書類等についても要綱に列記していない。）</p>
4	<p>○第4条（組織）の2</p> <p>「本会会長が委嘱」⇒「<u>センター長（ないし市長）</u>が委嘱」</p> <p>公平性から社協会長ではない方が適任ではないか。</p>	<p>委員は次の各号に掲げる者のうちから<u>本会会長</u>が委嘱する。</p> <p>⇒<u>下線部修正：センター長</u></p>
5	<p>○第6条（会議）2項</p> <p>会議の信頼性と透明性を補うため、令和3年12月の運営協議会で事務局が説明した「<u>必要に応じ、ケアマネ等の支援関係者が事務局として出席し、対象者本人の状況や意思について説明する</u>」という文言を入れた方が良い。</p>	<p>⇒<u>現行のまま</u></p> <p>第6条の2において「受任会議は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。」と定めており、現行のままでもケアマネ等支援関係者が出席可能であり、また、限定的な表現よりも現行の表現の方が広く対応が可能なため。</p>

	委員意見	市の案
6	<p>○第10条（その他） 「会長が別に定める。」 ⇒「<u>センター長（ないし市長）が協議会に諮って定める。</u>」 受任会議の設置及び運営に関することは、中核機関の根幹に期することなので、協議会の意見も反映させたほうがよい。もしくは「協議会に諮る」までしなくとも、受任会議の運営に関し必要な事項は、「センター長」だけで決定するのではなく、「<u>受任会議に諮って</u>」決定した方がよい。</p>	<p>この要綱に定めるもののほか、受任会議の設置及び運営に関し必要な事項は、<u>会長が別に定める。</u> ⇒<u>下線部修正：委員長が受任会議に諮って</u> 中核機関の事業である「受任者調整」について利用促進協議会で協議し、意見を反映することはあるが、受任調整会議の要綱には明記することは適していない。</p>